

教特教第 864 号  
令和 4 年 9 月 9 日

学校長、校長代理

特別支援教育課長

## 学びの場在籍の考え方、交流及び共同学習の在り方等について(通知)

日頃から、本市特別支援教育の充実に向けて、ご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

令和4年4月27日に、文部科学省より「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」が出されました。これを踏まえ特別支援教育における学びの場についての相談や入級に関わる説明、合意形成や交流及び共同学習の在り方について、横浜市としての考え方や取扱いについて別紙のとおり示します。

各学校におかれましては、以下の内容、添付資料を十分に確認し、学びの場についての保護者等への説明や共通理解、個別支援学級在籍児童生徒を中心とした学びの保障、交流及び共同学習等の運用上の適切な取扱いを進めていただきますようお願いいたします。

### 【添付資料】

- 別紙資料「学びの場在籍の考え方、交流及び共同学習の在り方について」
- 令和4年4月27日付 文部科学省局長通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」

【担当】 特別支援教育課

電話 671-3958

メール [ky-tokubetusien@city.yokohama.jp](mailto:ky-tokubetusien@city.yokohama.jp)

## 【別紙資料】

### 学びの場在籍の考え方、交流及び共同学習の在り方について

横浜市の特別支援教育では、子どもの得意なことを引き出し、可能性を最大限伸ばす教育の実現のために、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、連続性のある多様な学びの場を用意し、一貫した適切な指導や必要な支援を保障してきました。また、学び合う中から一人ひとりの違いを認め合い、支え合う中で豊かな心を育て、様々な人が生き生きと活躍できる共生社会を築き、その社会で生きる子どもの育成を目指してきました。

このような特別支援教育の考え方から、小・中学校や特別支援学校等が行う、障害のある子どもと障害のない子どもとが触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」は大きな意義があり、これまで、その取組を積極的に推進してきました。このことについては、今後も変わりはありません。

このたび、令和4年4月27日付けで文部科学省から「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」（4分科初第375号）が通知されました。文部科学省が行った調査によると、一部の自治体において、個別支援学級に在籍する児童生徒の中には、大半の時間を交流及び共同学習として一般学級で学び、個別支援学級において自立活動の時間など、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があると指摘されています。

本市では、「交流及び共同学習」の目的や共同学習の側面の理解、教育課程上の考え方、時数の取扱い等について、「個別支援学級 学級経営の手引き」におおよそ記載はあるものの、具体的な運用上の記載がありませんでしたので、個別支援学級を中心とした学びの場在籍の考え方や「交流及び共同学習」の目的等を改めて以下に提示します。

児童生徒本人や保護者にも、この考え方について共通理解を図りながら、共に教育活動を進めていくことができるよう、各校の実情に合わせて、実施してください。

交流時数の変更や個別の教育支援計画・個別の指導計画への明記等が必要な場合には、今年度中に本人及び保護者への説明等を行い、令和5年度から下記の運用を確実に実施できるようにしてください。

## 1 学びの場を選択する際の説明、本人及び保護者の同意について

(文科省通知「第1 特別支援学級又は通級による指導のいずれかにおいて教育を行うべきかの判断について」関連)

- 就学前においては、学びの場(一般学級、特別支援教室、通級指導教室、個別支援学級、特別支援学校)の目的や教育課程上の取扱い等について、特別支援教育総合センターや就学予定の学校は本人及び保護者へより丁寧に説明する。
- 就学後において、学びの場の変更を相談、検討する際(特別支援教育総合センターへ教育相談を申込む前)に、学校は本人及び保護者へ一般学級か個別支援学級かだけではなく、通級による指導(通級指導教室)等を含めた複数の学びの場での指導、支援、特別の教育課程等について、口頭による説明だけでなく、必要に応じて資料等を活用しながら、より丁寧に説明する。
- 学びの場を変更(個別支援学級に入級を決定)する前には、学校は、学びの場の見学の機会を設け、その目的、特別な教育課程、交流及び共同学習の取扱い等も含めて、本人及び保護者に丁寧に説明し、共通理解、合意形成を図り、校内委員会を経て、決定する。

## 2 個別支援学級における交流及び共同学習の在り方、時数等について

(文科省通知「第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について」関連)

- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの保障、自立活動等の充実の観点から、原則として、個別支援学級における授業時間数は目安として週の半分以上を確保する。  
(交流及び共同学習の授業時間数は、目安として週の半分以上を超えない範囲で実施する。)
- ただし、次年度に個別支援学級から一般学級への学びの場の変更を検討しているなど、学びの場の変更のために段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている場合、並びに弱視個別支援学級在籍児童生徒についてはこの限りではない。
- 週の半分以上を超えて交流及び共同学習を実施する場合には、個別の教育支援計画の所定箇所、個別の指導計画の必要箇所に明記し、目標に基づいて進める。本人及び保護者との合意形成を図る。
- 週の半分以上を超えて交流及び共同学習を実施する期間は、目安としてその年度内とする。その期間を超える場合には、管理職をはじめ関係職員が引き継ぎ、個別の教育支援計画・個別の指導計画に改めて、学びの場の変更(一般学級への転籍)の目安の時期や目標等を明記する。

### 3 個別支援学級における一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの保障、学びの充実について

(文科省通知「第3 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について」関連)

- 一人ひとりの教育的ニーズ、実態把握等から各教科等の学習について、適切に目標、主たる教育課程を設定する。
- 障害による学習上、生活上の困難を克服するための指導、すなわち自立活動の指導をより充実する。教育活動全体を通して、教科等の指導とともに行う自立活動の指導や特設の自立活動等の時間を活用し、取り組む。
- 交流及び共同学習においては、主たる教育課程に基づいて実施する。交流及び共同学習においても、授業での達成感をもて、資質・能力を身に付けることができるようにする。
- 個別支援学級において、教育的ニーズに応じた各教科等の指導、自立活動の指導を丁寧に進めた上で、学びの場の変更(一般学級への転籍等)を検討する際には、目標や目安の時期を設定し、段階的に交流及び共同学習の時数等を増やすなどして、安心して一般学級等への学びの場の変更を進めていく。

### 4 通級による指導をはじめとした学びの場やセンター的機能を中心とした学校支援の活用について

(文科省通知「第4 通級による指導の更なる活用について」関連)

- 一般学級在籍児童生徒において、学習上、生活上の困難さがあり、特別に支援や配慮が必要な場合には、一人ひとりの状態を丁寧に把握し、必要に応じて個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、目標に基づいた指導・支援を行う。
- 特別支援教育コーディネーターを中心として、全教職員の理解のもと、指導、支援を行う。学級担任や教科担当等の指導・支援では、十分な支援や配慮を行えないときには、特別支援教室の利用等を検討し、実施する。
- 一人ひとりの児童生徒の状態に合わせた指導や支援、学級での指導等について、特別支援学校や通級指導教室等によるセンター的機能を積極的に活用し、障害特性に合わせた指導や関わり、環境等について、助言を得て、それらを参考に支援を行う。
- 一般学級在籍児童生徒において、学習上、生活上の困難さが顕著で、学びの場の変更を検討するため、特別支援教育総合センターの教育相談を申し込む前には、一般学級か個別支援学級かだけでなく、通級による指導を含めた複数の学びの場についても本人及び保護者に説明し、検討する。いわゆる「全交流」を前提とする個別支援学級の在籍などの説明は適切ではない。